

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月24日

大津地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第51号

対象土地 大津市和邇北浜字苗田1118番44先里道・水路
大津市和邇北浜字苗田1118番46

手続番号 令和7年第52号

対象土地 大津市和邇北浜字苗田1118番44先里道・水路
大津市和邇北浜字苗田1118番47

2 関係人の氏名又は名称

森宗隆

高田道子

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。